

平成20年度

人事行政の運営等の状況

新潟県後期高齢者医療広域連合

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第11号）第6条の規定に基づき、平成20年度における新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の任免

平成20年4月1日、県内市町から派遣職員3名を新たに広域連合職員に任命しました。

② 職員数

平成20年4月1日現在	30人（男27人 女3人）
平成21年4月1日現在	25人（男22人 女3人）
対前年度増減数	5人の減

③ 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
人数（人）			1	6	5	6	3	1		1	1	1
比率（%）			4.0	24.0	20.0	24.0	12.0	4.0		4.0	4.0	4.0

2 職員の給与の状況

① 人件費の状況

職員は全員が派遣職員であるため、人件費は、派遣元から支出されており、広域連合予算からは支出していません。

なお、派遣元で支出された人件費については、広域連合が人件費負担金として派遣元に支出しています。（平成20年度の派遣職員人件費負担金額は、239,739千円）

② 職員給与の状況

派遣職員の給与は、各派遣元の規定に基づき支給されているため、広域連合からは支給していません。

③ 職員の平均年齢、平均給料月額 of 状況（平成21年4月1日現在）

平均年齢	37歳6カ月
平均給料月額	— 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間（平成21年4月1日現在）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時30分	正午から午後1時	40時間

② 休暇の種類

休暇は、年次有給休暇、特別休暇、療養休暇、介護休暇があります。休暇の内容及び取得状況は次のとおりです。

ア 年次有給休暇

年次有給休暇は、年に20日付与され、その年次は1月1日から12月31日となります。また、その年次に使用しなかった年次有給休暇の日数は、20日を上限に翌年へ繰り越すことができます。

平成20年（平成20年1月1日～12月31日）の取得実績は、1人当たり平均10.0日です。

イ 特別休暇

事 由	付 与 期 間
1 選挙権等の公民権行使	必要と認める期間
2 証人等としての官公署に出頭	必要と認める期間
3 感染症の予防のための交通遮断	必要と認める期間
4 災害による現住居の滅失、損壊	7日以内
5 災害による交通機関等の事故	必要と認める期間
6 災害時の退勤途中における身体の危険回避	必要と認める期間
7 忌引	親族に応じ、10日以内で定める日数
8 結婚	7日以内
9 産前（出産予定日8週間前（多胎妊婦の場合にあつては、14週間）の期間）	出産の日までに申し出た期間
10 産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
11 妊娠中・出産後の女性職員の保健指導又は健康診査	必要と認める期間
12 妻の出産	2日以内
13 生理	2日以内
14 1歳に達しない子の保育	1日2回それぞれ30分以内
15 夏季	7月から9月までの期間内において5日以内
16 骨髄移植のための骨髄液提供希望者としての登録又は骨髄液の提供	必要と認める期間
17 ボランティア活動	1年に5日以内
18 妊娠中の女性職員の通勤緩和	1日に1時間以内
19 妻の出産予定日6週間前（多胎妊婦の場合は14週間）から出産日後8週間後の期間における子の養育（当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子）	5日以内
20 小学校就学の始期に達するまでの子の看護	1年に5日以内
21 父母の追悼のための特別な行事	1日

平成20年（平成20年1月1日～12月31日）の取得実績は、忌引休暇6日、結婚休暇11日、子の看護休暇2.2日、妻の出産2日、夏季休暇132日です。

ウ 療養休暇

職員が負傷又は疾病のため療養をする必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に認められます。

平成20年（平成20年1月1日～12月31日）中の取得実績は、17日です。

エ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月の期間内で認められます。

平成20年（平成20年1月1日～12月31日）中の取得実績はありません。

③ 育児休業等取得者数

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的として設けられている制度です。

育児休業等に関する制度は、3歳に満たない子を養育するために休業することができる育児休業制度と、同じく3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（120分を限度）について勤務しないことができる部分休業制度があります。

育児休業及び部分休業の平成20年（平成20年1月1日～12月31日）中の取得実績はありません。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分の状況

平成20年度において、処分はありません。

② 懲戒処分の状況

平成20年度において、処分はありません。

5 職員の服務の状況

- ① 職務専念義務免除の状況
27件（人間ドック等）
- ② 営利企業等従事許可の状況
平成20年度において、許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- ① 職員の研修の状況
平成20年度において、実績はありません。
- ② 勤務評定の状況
平成20年度において、実績はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- ① 職員の健康管理
各種健康診断等の厚生事業については、派遣元において実施しています。
- ② 公務災害補償の状況
平成20年度において、実績はありません。

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成20年度において、措置要求事案はありません。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成20年度において、不服申立て事案はありません。